

厚生労働省
東京労働局発表
令和5年9月7日

担 当	東京労働局職業安定部職業対策課 課長 東 雅人 助成金事務センター室長 伊藤 美輝 助成金事務センター室長補佐 木内 賢治
	電話 03-5909-3122

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金を不正に受給した 事業主の公表について

東京労働局（局長 辻田 博）は、今般、下記事業所について、当該助成金を不正に受給したことを確認しましたので、公表します。

事業主	名称	合同会社ブリッヂーズ
	代表者氏名	代表社員 高田 則康 (不正受給を行った当時の代表社員 稲田有美)
事業所	名称	合同会社ブリッヂーズ
	所在地	東京都世田谷区世田谷 2-15-9 メープル201
	事業の概要	美容に関するコンサルタント業
不正受給の概要	助成金名	① 雇用調整助成金 ② 緊急雇用安定助成金
	金額 (返還状況)	① 1,320,000円 (未返還) ② 1,320,000円 (未返還)
	支給決定等 取消年月日	令和5年9月5日
	内容	雇用していないにもかかわらず、雇用したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したものの。